

国自情第313号の3  
国自整第246号の3  
令和5年2月22日

一般社団法人 日本自動車工業会会長 殿

国土交通省自動車局  
自動車情報課長  
整備課長

検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車使用者等への周知について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付、自車第880号）を改正しましたので、貴会傘下会員に対し周知方  
願いするとともに、貴会員事務所内への別添の掲示や利用者等への配布等  
にご協力をお願いいたします。

国自情第313号の3  
国自整第246号の3  
令和5年2月22日

日本自動車輸入組合理事長 殿

国土交通省自動車局  
自動車情報課長  
整備課長

検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車使用者等への周知について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付、自車第880号）を改正しましたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いするとともに、貴会員事務所内への別添の掲示や利用者等への配布等にご協力をお願いいたします。

国自情第313号の3  
国自整第246号の3  
令和5年2月22日

一般社団法人 日本産業車両協会会長 殿

国土交通省自動車局  
自動車情報課長  
整備課長

検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車使用者等への周知について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付、自車第880号）を改正しましたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いするとともに、貴会員事務所内への別添の掲示や利用者等への配布等にご協力をお願いいたします。

国自情第313号の3  
国自整第246号の3  
令和5年2月22日

一般社団法人 日本農業機械工業会会長 殿

国土交通省自動車局  
自動車情報課長  
整備課長

検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車使用者等への周知について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付、自車第880号）を改正しましたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いするとともに、貴会員事務所内への別添の掲示や利用者等への配布等にご協力をお願いいたします。

国自情第313号の3  
国自整第246号の3  
令和5年2月22日

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿

国土交通省自動車局  
自動車情報課長  
整備課長

検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車使用者等への周知について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付、自車第880号）を改正しましたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いするとともに、貴会員事務所内への別添の掲示や利用者等への配布等にご協力をお願いいたします。

国自情第313号の3  
国自整第246号の3  
令和5年2月22日

一般社団法人 日本建設機械工業会会長 殿

国土交通省自動車局  
自動車情報課長  
整備課長

検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車使用者等への周知について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付、自車第880号）を改正しましたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いするとともに、貴会員事務所内への別添の掲示や利用者等への配布等にご協力をお願いいたします。

国自情第313号の3  
国自整第246号の3  
令和5年2月22日

一般社団法人 日本自動車車体工業会会長 殿

国土交通省自動車局  
自動車情報課長  
整備課長

検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車使用者等への周知について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付、自車第880号）を改正しましたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いするとともに、貴会員事務所内への別添の掲示や利用者等への配布等にご協力をお願いいたします。

国自情第313号の3  
国自整第246号の3  
令和5年2月22日

一般社団法人 日本自動車部品工業会会長 殿

国土交通省自動車局  
自動車情報課長  
整備課長

検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車使用者等への周知について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付、自車第880号）を改正しましたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いするとともに、貴会員事務所内への別添の掲示や利用者等への配布等にご協力をお願いいたします。



国自情第313号の3  
国自整第246号の3  
令和5年2月22日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局  
自動車情報課長  
整備課長

検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車使用者等への周知について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付、自車第880号）を改正しましたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いするとともに、貴会員事務所内への別添の掲示や利用者等への配布等にご協力をお願いいたします。

国自情第313号の3  
国自整第246号の3  
令和5年2月22日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会会長 殿

国土交通省自動車局  
自動車情報課長  
整備課長

検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車使用者等への周知について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付、自車第880号）を改正しましたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いするとともに、貴会員事務所内への別添の掲示や利用者等への配布等にご協力をお願いいたします。

国自情第313号の3  
国自整第246号の3  
令和5年2月22日

一般財団法人 日本車両検査協会理事長 殿

国土交通省自動車局  
自動車情報課長  
整備課長

検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車使用者等への周知について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付、自車第880号）を改正しましたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いするとともに、貴会員事務所内への別添の掲示や利用者等への配布等にご協力をお願いいたします。

国自情第313号の3  
国自整第246号の3  
令和5年2月22日

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会会長 殿

国土交通省自動車局  
自動車情報課長  
整備課長

検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車使用者等への周知について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付、自車第880号）を改正しましたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いするとともに、貴会員事務所内への別添の掲示や利用者等への配布等にご協力をお願いいたします。

国自情第313号の3  
国自整第246号の3  
令和5年2月22日

一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会会長 殿

国土交通省自動車局  
自動車情報課長  
整備課長

検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車使用者等への周知について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付、自車第880号）を改正しましたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いするとともに、貴会員事務所内への別添の掲示や利用者等への配布等にご協力をお願いいたします。

国自情第313号の3  
国自整第246号の3  
令和5年2月22日

一般社団法人 日本自動車機械工具協会会長 殿

国土交通省自動車局  
自動車情報課長  
整備課長

検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車使用者等への周知について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付、自車第880号）を改正しましたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いするとともに、貴会員事務所内への別添の掲示や利用者等への配布等にご協力をお願いいたします。

国自情第313号の3  
国自整第246号の3  
令和5年2月22日

一般社団法人 日本自動車タイヤ協会会長 殿

国土交通省自動車局  
自動車情報課長  
整備課長

検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車使用者等への周知について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付、自車第880号）を改正しましたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いするとともに、貴会員事務所内への別添の掲示や利用者等への配布等にご協力をお願いいたします。

国自情第313号の3  
国自整第246号の3  
令和5年2月22日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局  
自動車情報課長  
整備課長

検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車利用者等への周知について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付、自車第880号）を改正しましたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いするとともに、貴会員事務所内への別添の掲示や利用者等への配布等にご協力をお願いいたします。



国自情第313号の3  
国自整第246号の3  
令和5年2月22日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局  
自動車情報課長  
整備課長

検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車使用者等への周知について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付、自車第880号）を改正しましたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いするとともに、貴会員事務所内への別添の掲示や利用者等への配布等にご協力をお願いいたします。

国自情第313号の3  
国自整第246号の3  
令和5年2月22日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局  
自動車情報課長  
整備課長

検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車使用者等への周知について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付、自車第880号）を改正しましたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いするとともに、貴会員事務所内への別添の掲示や利用者等への配布等にご協力をお願いいたします。

国自情第313号の3  
国自整第246号の3  
令和5年2月22日

一般社団法人 日本陸用内燃機関協会会長 殿

国土交通省自動車局  
自動車情報課長  
整備課長

検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車使用者等への周知について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付、自車第880号）を改正しましたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いするとともに、貴会員事務所内への別添の掲示や利用者等への配布等にご協力をお願いいたします。

国自情第313号の3  
国自整第246号の3  
令和5年2月22日

一般社団法人 全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省自動車局  
自動車情報課長  
整備課長

検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車使用者等への周知について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付、自車第880号）を改正しましたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いするとともに、貴会員事務所内への別添の掲示や利用者等への配布等にご協力をお願いいたします。

国自情第313号の3  
国自整第246号の3  
令和5年2月22日

一般社団法人 全国霊柩自動車協会会長 殿

国土交通省自動車局  
自動車情報課長  
整備課長

検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車使用者等への周知について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付、自車第880号）を改正しましたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いするとともに、貴会員事務所内への別添の掲示や利用者等への配布等にご協力をお願いいたします。